

新潟県病院局管理規程第13号

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年3月28日

新潟県病院事業管理者 山 崎 理

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程の一部を改正する規程

新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（昭和41年新潟県病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下「追加項」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項を除く。以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（支給範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 別表第1に掲げる職に係る<u>管理職手当</u>の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。</p> <p style="text-align: center;">（支給額）</p> <p>第3条 別表第1に掲げる職を占める職員のうち<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）</u>以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の管理職手当額欄に定める額（<u>育児休業法第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員にあつてはその額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。以下「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあつてはその額に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>）とする。</p> <p>2 別表第1に掲げる職を占める職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の管理職手当額欄に定める額に、<u>一般職員勤務</u></p>	<p style="text-align: center;">（支給範囲）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 別表第1に掲げる職に係る<u>管理職手当額</u>の区分は、同表の職欄の区分に応じ、同表の区分欄に定める区分とする。</p> <p style="text-align: center;">（支給額）</p> <p>第3条 別表第1に掲げる職を占める職員のうち<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項もしくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）</u>以外の職員に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職に係る前条第2項の規定による区分（以下「当該職の区分」という。）に応じ、別表第2の管理職手当額欄に定める額（<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次項において「短時間勤務職員」という。）にあつては、その額に一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号。次項において「一般職員勤務時間条例」という。）第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額</u>）とする。</p> <p>2 別表第1に掲げる職を占める職員のうち<u>再任用職員</u>に支給する管理職手当の月額は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職の区分に応じ、別表第3の管理職手当額欄に定める額（<u>短時間勤務職員にあつては、その額</u></p>

時間条例第3条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を一般職員勤務時間条例第3条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

に一般職員勤務時間条例第3条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

別表第1（第2条関係）

組織上の区分	職	区分
(略)		
施設	(略)	
	薬剤部長（妙高病院、 <u>松代病院</u> 、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、津川病院、吉田病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）	5種
	(略) 新発田病院臨床検査技師長 新発田病院リハビリテーション技師長 (略)	5種
	(略)	
	(略)	5種
	看護専門学校副校長 (<u>新発田病院附属看護専門学校又は十日町看護専門学校に置かれるものに限る。</u>)	
	(略)	

別表第1（第2条関係）

組織上の区分	職	区分
(略)		
施設	(略)	
	薬剤部長（妙高病院、 <u>柿崎病院</u> 、十日町病院、精神医療センター、加茂病院、津川病院、吉田病院又は坂町病院に置かれるものに限る。）	5種
	(略) 新発田病院臨床検査技師長 (略)	5種
	(略)	
	(略)	5種
	看護専門学校副校長	
	(略)	

備考 (略)

備考 (略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員の支給額)

2 一般職員給与条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「定める額」とあるのは、「定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

2 職員の定年等に関する条例の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号。以下「令和4年改正条例」という。）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（令和4年改正条例附則第5条第1項に規定する暫定再任

用短時間勤務職員（次項において「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）に対する改正後の新潟県病院局企業職員の管理職手当に関する規程（次項において「改正後の規程」という。）第3条第1項の規定の適用については、同条同項中「別表第2」とあるのは、「別表第3」とする。

- 3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員（法第22条の4第1項の規定により採用された職員をいう。）とみなして、改正後の規程第3条第2項の規定を適用する。